

標準様式第 2 号（第 11 条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和 8 年 7 月 8 日

千代田区長 樋口 高顕

1 業務の概要

（1）業務名

神田神保町地域のまちづくり検討支援業務

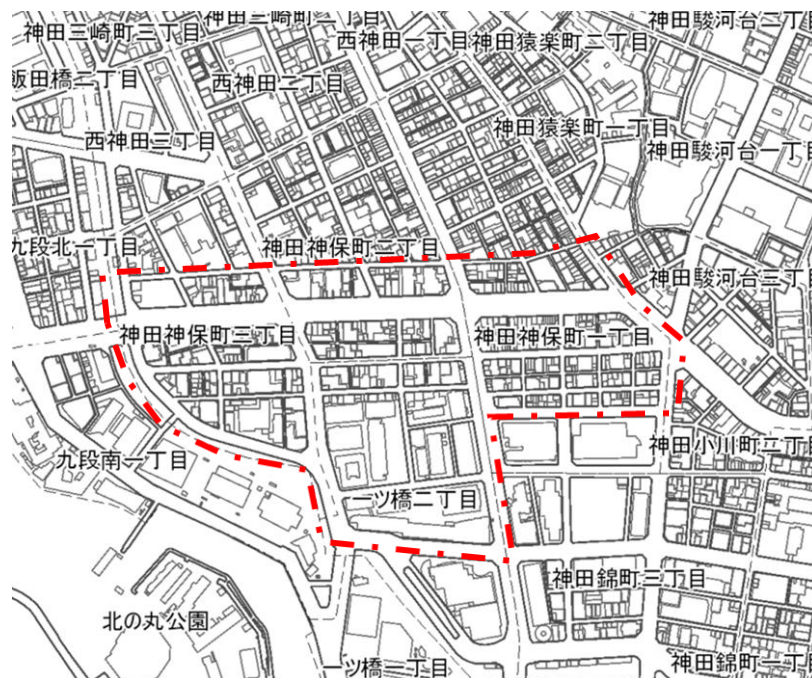
（2）業務目的

神田神保町地域（以下、「地域」という。）では地域に住み、働く多様な人々が意見交換を行いながら、地域の将来イメージを共有し、地域全体が連携・協調した、地域主体の安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めることを目的として神保町地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置した。

本業務は、協議会や関連会議等における資料の内容の検討及び作成や円滑な運営を補助することを目的とする。

（3）対象区域

対象地域は原則として神田神保町 1 丁目～3 丁目周辺の以下の区域とし、検討状況に応じて適宜区域は見直すものとする。※神田神保町地区地区計画想定区域、一ツ橋二丁目周辺地区地区計画区域を明示



(4) 業務内容

1) 神保町地域まちづくり協議会の運営支援・資料作成等

- ① 区の指示により、協議会にかかる資料の取りまとめや印刷、資料作成補助を行う（パワーポイント等で協議会説明用スライド、配布資料等の作成及び協議会各回、A4 サイズ 20 枚×60 部程度の資料印刷を行う。）
- ② 協議会の事前・事後の打合せ、協議会への同席及び設営補助、議事要旨の作成等を行う。
- ③ 協議会の開催は 1 回程度とする。

2) 街並み再生方針を踏まえた地区計画の策定及び既定地区計画の変更支援

神田神保町地区街並み再生方針に基づく地区計画の策定及び既定地区計画の変更に向け、それぞれの地区について以下の検討を行う。

- ① 地区計画の内容検討、とりまとめ（都市計画図書の形として作成）
※意見交換会等の結果を踏まえたものとする。
- ② 都市計画図書のデータ作成（総括図、計画書、計画図、方針付図等）
※地形図及び道路網図のデータは東京都への手続き後に区から提供する

3) 都市計画手続き等に係る対応支援

※意見交換会 1 回、16 条説明会 1 回（平日・休日）

- ① 意見交換会等への同席及び設営補助等開催支援（2 回程度）
 - ・意見交換会等の説明資料・説明動画作成（資料の構成内容検討含む）、配付資料の作成・印刷
 - ・意見交換会等の開催案内の作成（内容検討含む。）・印刷
 - ・意見交換会等の開催案内配付（配布・郵送リスト作成、地区内外地権者への郵送約 1500 件程度）（2 回）
 - ・意見交換会等の記録（議事要旨、写真撮影、録音、参加者リスト、意見（後日提出されたもの含む。）とりまとめ）作成
- ② 都市計画審議会の対応支援（2 回）
 - ・都市計画審議会への報告等に係る説明資料作成（資料の構成内容検討含む）※説明資料等はすべて区の P C 環境で操作できるもの（マイクロソフト PowerPoint 等、区が指定するもの）とする。

4) 関係機関等との打合せ資料及び議事要旨作成

- ・千代田区との打合せ（月 1 ～ 2 回程度）
 - ※庁内打合せ支援（資料作成等）を含む
- ・東京都との打合せ（地区計画策定・変更に向けた協議調整を必要回数開催）

5) 地区計画の運用基準の作成支援

- ・運用基準案の作成（運用基準の作成に必要な行政協議支援、他区へのヒアリング支援等を含む）
- ・街並み再生方針に基づく（仮称）エリアインフラ整備要綱の作成支援

6) 街並み再生方針を踏まえた地区計画の活用手引きの作成支援

- ・街並み再生方針を踏まえた地区計画の活用手引き案の作成

(5) 履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 提案限度額

10,000,000円（税込み）

※この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(7) 継続業務（予定）

有（令和8～10年度）

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

イ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。

ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日7千総経発第92号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

オ 経営不振の状態でないこと。

カ 自社または他の自治体及び団体等からの委託により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。

キ 主任担当者となる者は、下記のいずれかの資格を有し、都市計画設計に関する専門知識と業務経験を有する者であること。

- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門、都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(2) 提案書提出者を選定するための基準

	評価項目	評価の視点	指標
組織 評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、従業員数 等
	履行保証力	履行保証力の有無	貸借対照表、損益計算書 等
	業務執行技術力	本業務を遂行するために必要な知識・経験	過去 10 年間の同種業務の実績 等 ※1
	精通度	千代田区の地域特性の熟知度	千代田区における過去 10 年間の業務実績※2
	社会貢献等	社会貢献や地域貢献等の有無	社会貢献や地域貢献等の取組みの状況 等
担当者 評価	主任担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	主任担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等
	その他の担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	その他の担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等

※1 同種業務とは、地方公共団体が発注したまちづくり関連制度に関する受託業務をいう。

※2 千代田区における業務とは、まちづくりに関する上位計画の策定、地区計画策定、地域のまちづくり協議会等の支援業務をいう。

(3) 提案書を採用するための評価基準

提案書採用者の選定は、提案書等提出書類のほか、提案書に基づくプレゼンテーションの評価により行う。提案書の評価項目等は、以下のとおりである。なお、プレゼンテーションの日程については、別途通知する。

	評価項目	評価の視点	配点
提案内容等評価	現状把握	・当地域に関する上位計画、神保町地域まちづくり協議会における議論、神田神保町地区街並み再生方針（案）、周辺開発の動向などを踏まえ、当地域の地域特性や課題を把握できているか	30 点
	提案内容	・当地域の現状を踏まえるとともに当地域の目指す将来像実現に向けた地区計画の在り方の提案 ・神田神保町地区街並み再生方針（案）を踏まえ、地区計画の運用基準および活用手引きの在り方の提案	30 点
	実現性	・提案内容は実現可能なものであるか ・提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか	20 点
	プレゼンテーション	・提案書は説得力があり、分かりやすいか ・説明は論理的であり、説得力があるか	10 点
	総合評価	・本業務の目的や意義を十分に理解しているか ・本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか	10 点
計			100 点

※応募事業者が 1 者の場合であっても審査を行うこととし合格基準点（評価点合計の 6 割）を設定する。

3 手続き等

(1) 担当課

千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課（担当：太田、二宮）

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号 千代田区役所 5 階

電話番号：03-5211-3619

電子メール：chiiki-machi@city.chiyoda.lg.jp

(2) 要求水準等説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和 8 年 7 月 8 日（水）から令和 8 年 7 月 22 日（水）まで

イ 交付場所

千代田区ホームページ <http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/proposal/>

ウ 交付方法

千代田区ホームページの「入札・契約 プロポーザル情報」からダウンロード

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和8年7月23日(木)

(受付は区役所開庁日の午前9時から午後3時まで)

なお、書類持参に際しては、提出の前日までに、提出場所へ提出日時を連絡すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出方法

書類は持参することとし、郵送、ファクスまたは電子メールによる提出は不可とする。

(4) 提案書の提出期限、場所、方法及び部数

ア 提出期限

令和8年8月27日(木)

(受付は区役所開庁日の午前9時から午後3時まで)

なお、書類持参に際しては、提出の前日までに、提出場所へ提出日時を連絡すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出方法

書類及び書類のデータが入った CD-ROM は持参することとし、郵送、ファクスまたは電子メールによる提出は不可とする。

エ 部数

書類：正本1部、副本10部

CD-ROM：1枚

4 その他

その他の事項や詳細については、「要求水準等説明書」を参照すること。